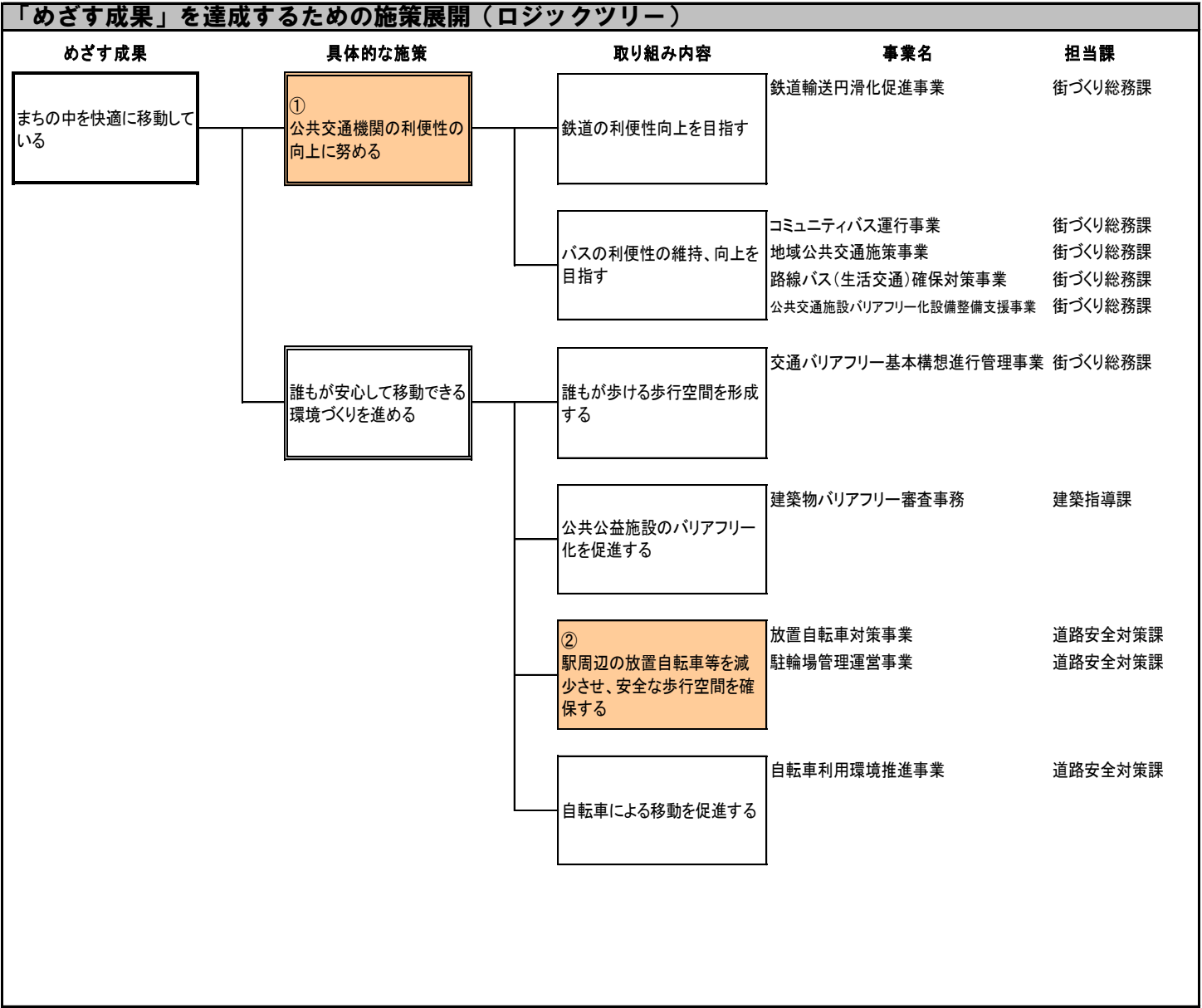


「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート		
5－2－1 まちの中を快適に移動している		
総合計画体系	健康領域・基本目標	まちの健康・快適な都市空間が整うまち
	個別目標	移動しやすい都市をつくる
		まちの中を快適に移動している
	めざす成果	公共公益施設のバリアフリー化や歩行者空間のネットワーク化などにより安心して移動することができます。



総合計画掲載指標①		総合計画掲載指標②	
大和市は、公共交通機関を手軽に利用できると思う市民の割合		適正駐輪率	
計画策定時	74. 2%	計画策定時	97. 4%
現状値		現状値	
実績値 (H22)	80. 0%	実績値 (H22)	97. 8%
中間目標値 (H23)		中間目標値 (H23)	98. 0%
目標値 (H25)	82. 0%	目標値 (H25)	99. 0%

「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート	
主な取り組み内容	【公共交通機関の利便性の向上に努める】 ・市内公共交通不便地域の不便度の緩和を図るため、平成14年よりコミュニティバスの運行を始め、実験運行時には542人であった1日の平均利用者数は、平成22年度は888人（1.64倍）となり、運賃収入の割合は、「受益者負担の適正化方針」の目標値である50％近くに達しました。 ・平成22年12月にルート変更を行い、北部ルートでは路線バスが廃止された南林間駅東口への乗入れを行いました。また、南部ルートでは区画整理の進捗に合わせるとともに、起伏の多い代官・福田地区、観光資源であるゆとりの森への乗り入れ等を行いました。 ・さらに、残された公共交通不便地域の不便度を緩和するために、西鶴間・上草柳地域の「のりあい」を協働事業として支援しました。 ・企業の送迎バスを利用した「高齢者おでかけ支援事業」は登録者約220名、平成22年度1,600名の方に利用され、移動できる環境づくりを図りました。 【誰もが安心して移動できる環境づくりを進める】 ・交通安全巡視員10人2班体制で放置自転車の指導、移動、保管、返還を行うとともに、市内8駅周辺放置禁止区域に駅前常駐指導員を配置し、駐輪場への誘導や放置自転車への指導を行いました。（市内8駅合計の放置台数が平均して320台以下を目標としました。） ・買い物客等の一時駐車対策として、駐輪指導の徹底、店舗等への協力依頼、バリケードの設置などを実施しました。 ・まち中の快適な移動環境の実現に向け、平成23年度以降に実施するコミニティサイクルの社会実験を円滑に行うために、大和駅でサイクルポートを設置し、レンタサイクルの予備調査を行いました。

構成事業に対する考え方（事業の量及び実施手法）	・まちの中を快適に移動するため、市民をはじめ多くの方の意見を伺いながら、市域全体の公共交通不便地域の解消や市民生活の利便性向上について検討します。 ・市内の自転車放置状況について、8駅周辺放置禁止区域内の一日平均放置台数は、平成8年度が3,275台であったのに対し、移動保管料の徴収を開始した平成16年度は1,240台、平成21年度は316台と10分の1に減少しており、平成20年度から交通巡視員を12人から10人に削減しました。しかし、市の無料自転車置場の整理や清掃、放置禁止区域外の撤去という業務も増加しており、当面は現体制での実施を継続し、今後は買い物客等の撤去に至らない短時間放置対策についても検討していく必要があります。 ・市民の健康志向の高まりや低炭素社会構築への社会的な要請から、自転車が見直されています。このことから、昨年度実施したレンタサイクルの予備調査を踏まえ、コミュニティサイクルの社会実験を行いつつ、良好な自転車利用環境の整備について検討していきます。
-------------------------	--

今後の展開方針		注）。例年どおりの事業展開を予定している事務事業については、特段の記載をしていません。
新規事業の立案		（該当する事務事業）
既存事業の拡充	・現在の交通不便地域（鉄道駅から700m、バス停から200m）の定義を見直すとともに、市民生活に必要な交通や利便性について検討を進めます。 ・自転車利用環境整備事業計画を策定するとともに、自転車走行空間の整備について検討を行います。	（該当する事務事業） コミュニティバス運行事業 地域公共交通施策事業 自転車利用環境推進事業
事業の廃止・縮減		（該当する事務事業）
事業の効率化		（該当する事務事業）
その他見直し		（該当する事務事業）

施策への提言	
総合計画審議会記入欄	・高齢者が増加している中では、地域公共交通の重要性はいつそう高まるものと考えられます。今後、地域公共交通施策を推進するにあたっては、地域の自主的な活動を支援するとともに、地域ごとの状況を十分考慮していく必要があります。 ・自転車走行中における携帯電話の使用など危険な行為が増えています。自転車利用のマナー啓発については、子供だけでなく大人に対しても実施する必要があります。